

12月4日から10日までは人権週間です。

あなたは生きるための自由や権利を奪われたり、侵害されたことはありませんか。

人権侵害のひとつに部落差別があります。同

和地区（被差別部落）に住んでいた

り、その出身というだけで交際や結婚などに不当な扱いを受けたり、

旧身分の賤称を言われたりすること

です。また態度や言葉で表わさなく

とも同和地区出身者に対して、偏見

やこだわりを持っている人がいます。

これは、江戸時代に身分制度がつくられ、住む場所や職

業が規制されたうえ、周辺の農民や町民との交流も制限されてきたことが、同和地区へ



の偏見や差別意識を生み、明治以降の身分制度廃止後もそのような意識が残ってしまったもの

といわれています。現在でも、同和

地区について誤った認識をもった人がいます。しかし、

正しい理解がされれば、人を差別し

たり、こだわりをもつことがおかしいことがわかるはず

です。人権尊重の基本

は、お互いの人権を認めることでは

ご存知ですか？ 同和問題

ないでしょうか。

特設人権相談所の開設

■12月8日(木)午前10時～午後3時

■中央公民館

ボランティアの皆さんが 桜の枝払い



サングのようにはびた枝は一本一本きれいに切り落とされました

「あのままでは、美しい花を見ることができない」と11月15日、25名のボランティア

町内にある4つの保育所の園児たちが、10月28日一斉に

いも掘りを行いました。農業

振興会青年部のみなさんが、子どもたちに収穫の喜びを味

わってもらおうと、栗山の田

島さんの畑を借り植えたもの

です。いもの手ごたえ十分と

あって、どの顔も喜色満面。帰りは、小さな大黒様があ

園児たちがいもほり



昭和64年度保育所入所
申請受付は1月下旬に
行ないます。